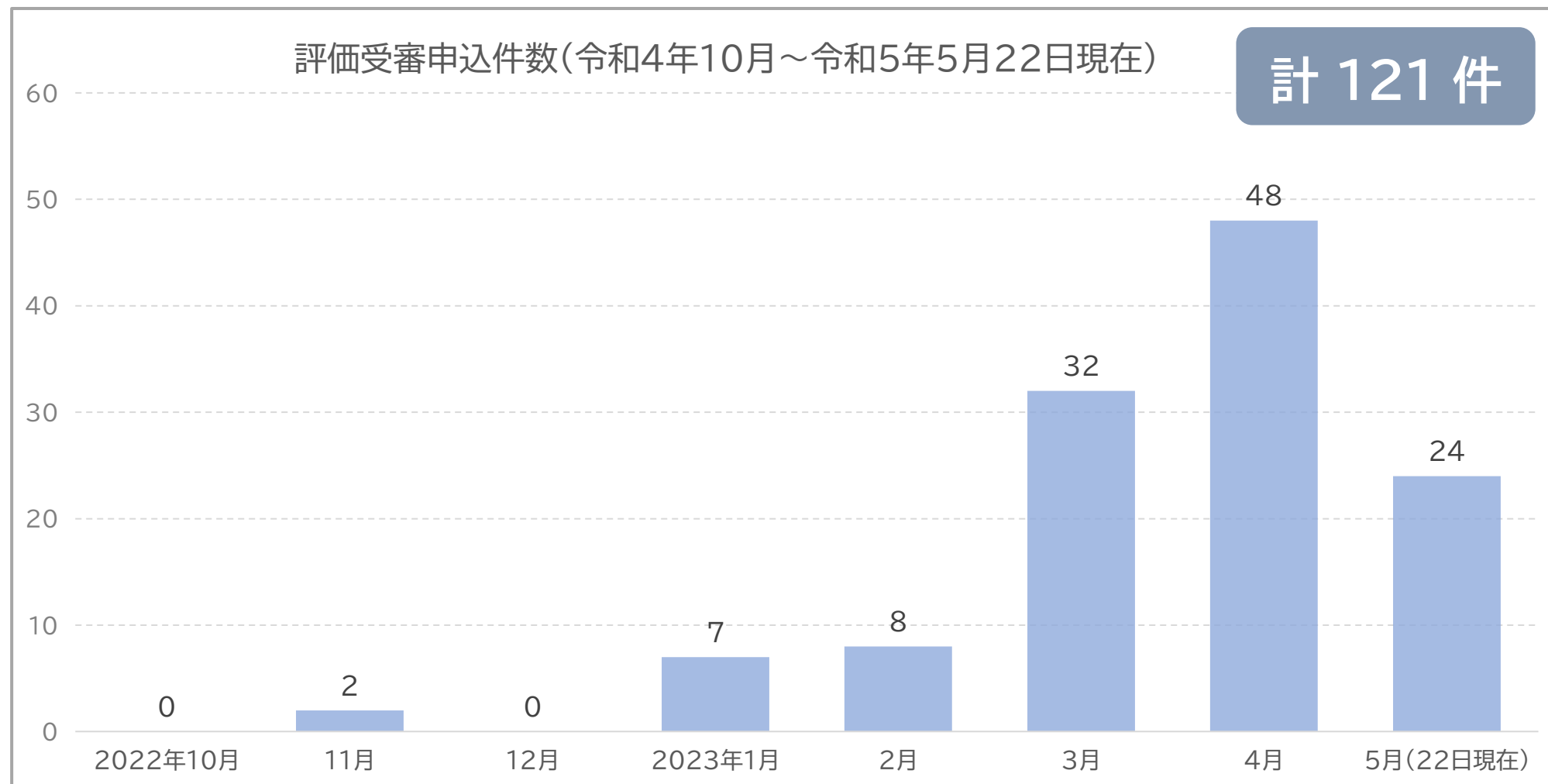


評価センターへの申請状況と解説集(要約版)の公開について

令和5年5月24日

日本医師会

# 評価センターへの評価受審申込件数の推移 (令和5年5月22日現在)



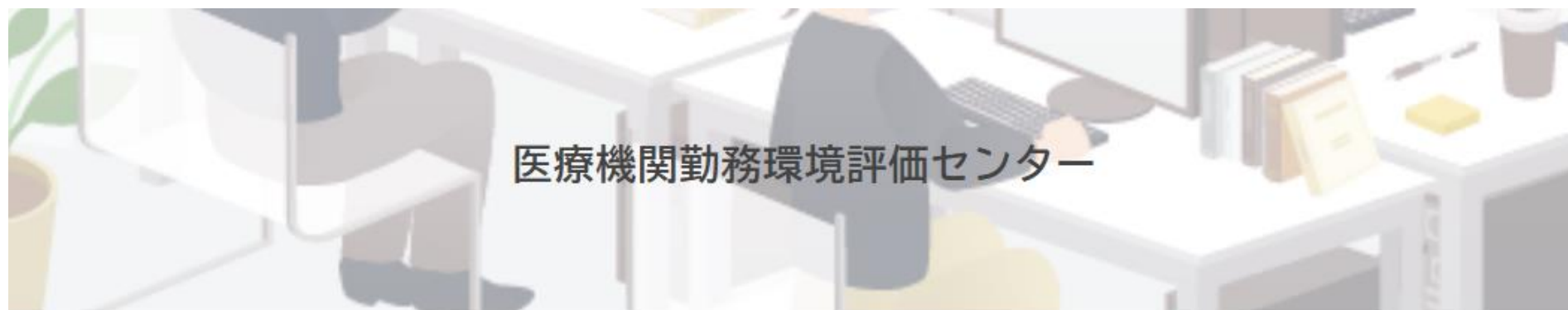
# 指定申請予定の特例水準について (令和5年5月22日現在)

区分	B水準	連携B水準	C-1水準	C-2水準
全医療機関	84.2%	37.9%	36.8%	7.4%
[再掲]大学病院	59.4%	87.5%	31.3%	6.3%

※ 評価受審申請された医療機関において、基本情報シートが作成されている医療機関について集計

※ 『[再掲]大学病院』には、本院以外の大学病院も含む

# 評価センターホームページに解説集(要約版)を公開



受審申込受付状況



New

解説集(要約版)



New

項目79-82比較表(参考様式)



医療機関勤務環境評価センターは、病院又は診療所（以下「医療機関」という）に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況等について評価を行うこと及び労働時間の短縮のための取組について、医療機関の管理者に対して必要な助言・指導を行うことにより、医師による良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することを目的として、令和4年（2022年）4月に日本医師会が厚生労働省から指定されたものです。



医療機関勤務環境  
評価センターについて



医療機関及び  
関係機関の皆様へ



評価受審  
手続きについて



サーベイヤーの皆様へ  
(サーベイヤー専用サイト)

# 解説集(要約版)の特徴について(共通する事項)

医療機関の医師の労働時間短縮の取組の  
評価に関するガイドライン  
(評価項目と評価基準)

解説集

要約版

令和5年5月

公益社団法人日本医師会  
医療機関勤務環境評価センター

## 自己評価シートの作成にあたっての注意点

- ① 必須項目及びアウトカム(評価項目79~82)以外の評価項目においては、現時点で未達成であっても、実施時期を定めて取り組むことが予定されている場合は、その内容を時短計画に記載していれば、「現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り組むことを医師労働時間短縮計画に記載している[O]」と自己評価することができます。サーベイヤーは時短計画から今後の取組内容が確認できれば[O]と評価しますので、貴院の取組状況に応じて適切な自己評価を選択してください。
- ② 取組状況欄には、評価項目に関する貴院の取組をできるだけ詳しくご記載ください。添付資料には取組状況欄に記載した内容に対応する資料を添付し、該当する箇所に印や下線を引く、注釈を入れる等わかりやすく表示するようお願いします。
- ③ 資料の該当箇所欄には、評価に必要な箇所(ページ数や項目番号等)を明記します。また、添付した資料の該当箇所に下線や印を付す、略語や記号には説明を追記するなど、分かりやすい表示や解説をしていただくよう、ご配慮をお願いします。
- ④ 評価項目を達成していないのに、自己評価を「達成している」とし、関係のない資料を添付されますと、医療機関への問い合わせ等が発生し、評価手続きに時間を要することになりますので十分ご注意ください。

## 必須項目、アウトカムに関する評価項目以外の評価項目について(共通事項)

現時点では達成していないが、令和5年中に取組を実施することを予定している場合の自己評価の記載方法

自己評価を「現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り組むことを医師労働時間短縮計画に記載している[O]」としたうえで、

資料は、

- ① 令和5年度の医師労働時間短縮計画(当該項目の取組について記載しているもの)
- ② 当該項目の取組について、令和5年度未までに実施することが記載された委員会や会議等の議事録、実施について職員に通知された文書等のいずれかを添付します。

自己評価を行ううえで、共通する考え方、  
ポイントを記載

資料を添付する際の留意点等を記載

資料を作成するうえで、共通して判断に  
迷うような点への対応を記載

# 解説集(要約版)の特徴について(個々の評価項目)

## 必須項目

### 31 医師に対する面接指導の実施体制が整備されている

#### 本項目の評価にあたって

2024年度から実施される長時間労働医師への面接指導実施のルールが整備されていることが必要です。

#### 資料

- ① 長時間労働医師に対する面接指導実施マニュアル、規程等
- ② 必要な研修を修了した面接指導実施医師のリストを添付します。

**【注意】** 長時間労働医師に対する面接指導実施マニュアル、規程等について、2024年度以前の評価受審においては、改正医療法等の施行前のため、案でも構いません。ただし、案の場合は2024年4月までに施行されることが明記されていることが必要です。

※一般の労働者を対象とした面接指導の規程等を添付している事例が見られますが、改正医療法に基づく長時間労働医師に対する面接指導に関する規定が含まれていなければ、「達成している」とは言えません。

※勤怠管理システムの説明書や操作マニュアルのみを添付して「達成している」としている事例が見られますが、長時間労働の医師に対する面接指導の実施手順や体制が確認できる必要があります。

※面接指導実施医師は、所定の講習を修了した外部の医師に依頼することも可能です。

どのような要件を満たしている必要があるかを具体的に記載

提出が必要な資料を具体的に記載

運用に至っていない場合でも準備が整っていればよいものについては注意書きを追加

自己評価において、よく見られる誤解や間違いを例示し、どのような資料が必要となるかを記載